

議案第 38 号

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則について

令和 5 年 6 月 28 日提出

豊橋市教育委員会
教育長 山 西 正 泰

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 6 月 日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第 号

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則（平成27年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（使用の承認申請手続）</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定により、まなび交流館の使用承認を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月前<u>2月</u>（<u>収益を目的として入場料又は会費の類を徴収する場合及び収益を目的として企業活動に使用するために使用承認を受けようとする者</u>）<u>にあつては、1月</u>）から使用期日前5日までに、使用承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用の承認申請手続）</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定により、まなび交流館の使用承認を受けようとする者は、使用しようとする日の属する月前<u>1月</u>から使用期日前5日までに、使用承認申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

<p>豊橋市大清水まなび交流館使用承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>豊橋市教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 電話</p> <p style="text-align: center;">(法人の場合は、名称及び代表者氏名)</p> <p>次のとおりまなび交流館を使用したいので申請します。</p>			
使 用 目 的			
使 用 室 名			
使 用 日 時	年 月 日 午 時から 年 月 日 午 時まで		
利 用 人 員	人	利 用 責 任 者	
収益を目的とした入場料 又は会費の類の有無	有 ・ 無	収益を目的とした 企業活動の有無	有 ・ 無
行 事 の 内 容			
備 考			

様式第2号（第5条関係）

<p>豊橋市大清水まなび交流館使用承認書</p> <p style="text-align: right;">承認第 号</p> <p style="text-align: right;"> 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">豊橋市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあったまなび交流館の使用については、次のとおり承認します。</p>			
使用日時	<p style="text-align: center;">年 月 日 午 時から</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 午 時まで</p>		
使用室名			
利用人員			
使用料等			
収益を目的とした入場料 又は会費の類の有無	有 ・ 無	収益を目的とした 企業活動の有無	有 ・ 無
使用条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 承認を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。 2 使用許可のない物件を使用しないこと。 3 火災及び盗難に留意すること。 4 使用後は、直ちに清掃し、整頓したのち、係員に届け出ること。 5 その他、使用、入退館その他市民館の管理に必要な事項について係員の指示に従うこと。 		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている様式第1号は、改正後の豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて提出された様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際、改正前の規則の規定により調製されている様式第1号及び様式第2号は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。